

タウンミーティング（神戸校区）

「地区における課題及び要望」に対する回答

開催日：令和元年8月31日（土） 19時～20時30分

開催地域 神戸校区（神戸公民館開催）

地域・団体	地区における課題及び要望	回答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
1 青少年健全育成	<p>歩道等の道路整備について</p> <p>神戸地区には、スーパーマーケットがなく、日用品の買物に不便な状態である。高齢者は運転に不安があっても、なかなか、免許の返納ができない状態である。電動車椅子を使うにも、歩道に段差があるなど危険箇所もたくさんある。小学校の通学路、中学校の自転車での通学路についても、危険な箇所が多くあるので、対応していただきたい。</p> <p>また、台風などの冠水時の道路通行についても対応できるようお願いしたい。</p>	<p>歩道の段差については、具体的な場所を一緒に確認させていただき、関係道路の管理者を交えて検討しますので、お気づきの箇所がございましたら、建設道路課までご連絡ください。</p> <p>毎年小学校単位で通学路点検を実施しており、その中で要望があったものについて順次対応を行っています。</p> <p>道路の冠水については、道路のみでの対策は困難であるので、市内全域の浸水対策の中で検討します。</p>	建設道路課 0897-52-1541
2 棚林自治会	<p>避難所の指定について</p> <p>災害時の市指定の一時避難所が土砂災害警戒区域であったり、老朽化に伴う、耐震強度に難がある施設があり、問題があると思う。（特に、老人いこいの家）</p> <p>また、JAや民間企業企業の施設借用等の連携計画についてお伺いしたい。</p>	<p>本市では、災害種別（地震災害、土砂災害、洪水災害、津波災害）に応じ、災害を一時的にしのご場所として、「緊急避難場所」を指定しています。老人いこいの家の様に、洪水災害と津波災害のみを対象とした緊急避難場所もあります。</p> <p>災害が落ち着き、避難生活を送る場となる「避難所」については、職員が施設の安全性を確認してから開設することとなります。</p> <p>「緊急避難場所」や「避難所」は、被害により使えない場所や施設が出ることも想定されますので、平時から複数の緊急避難場所や避難所について、場所やルートの確認をお願いします。</p> <p>民間企業等施設の借用については、大規模災害が発生した場合に備え、西条市農業協同組合や周桑農業協同組合、フジ株式会社、四国積水工業株式会社と災害時応援協定を締結し、「避難所」の確保に取り組んでおります。</p> <p>市内団体・企業施設を「避難所」として運用する場合は、大規模災害が発生し、かつ、本市指定の避難所が不足する場合に、本市が企業、団体に要請して開設することとなっておりますので、まずは市指定の避難所へ避難してください。</p>	危機管理課 0897-52-1281
3 楠南自治会	<p>大雨時の冠水、浸水対策等について</p> <p>大雨時に住宅浸水、田んぼ、道路の冠水が起これば大変危険であり、住民すべてが、不安になっている。水路の排水対策等の整備を早急にしていただきたい。</p> <p>また、水都橋南側下河川への排水ポンプ設置も検討していただきたい。</p>	<p>本市では過去に浸水等の被害があった箇所をとりまとめ、対策が必要とされる地区について、計画に基づき順次整備を行っています。</p> <p>中野地区については、今後調査を実施し具体的な対策を検討する予定です。</p> <p>なお、水都橋南側には、現在も大雨時にポンプを設置して排水していますが、今後、上流域での排水対策の課題に加えて検討させていただきます。</p>	港湾河川課 0897-52-1542 建設道路課 0897-52-1541
4 新出東自治会	<p>道路整備について</p> <p>讃岐街道（旧道）の排水溝蓋の整備計画についてお伺いしたい。また、交差点周辺のセンターラインや横断歩道表示の摩滅が目立つ所が多い。保全についてお伺いしたい。</p>	<p>排水側溝蓋の整備については、現況開渠となっている水路は、一部区間を除いて土地改良区が管理しており、水路に蓋を掛けるには土地改良区の許可が必要となります。すでに進入路等で個人で蓋掛けを行っている箇所もあり、それらとの取り合わせも考慮する必要がありますので、土地改良区と協議を行ったうえで、検討させていただきます。</p> <p>交差点周辺のセンターラインや横断歩道については、具体的な場所を一緒に確認させていただき、関係道路の管理者や警察にて修繕を行いますので、お気づきの箇所がございましたら、建設道路課までご連絡ください。</p>	建設道路課 0897-52-1541
5 河原町自治会	<p>防災無線について</p> <p>防災無線が聴き取りづらい集会所が多い。整備をお願いしたい。</p> <p>（補助金対象になるのか。）</p>	<p>集会所の放送設備から流れる防災行政無線に支障がある場合は、職員が確認に参りますので、危機管理課までご連絡ください。</p> <p>自治会が設置する放送設備の修繕や新設に要する経費に対し、補助金を交付しています。補助率は2分の1以内であり、限度額は50万円です。毎年10月頃に各自治会へ要望調査を行っておりますので、放送設備の修繕や新設の際には要望書をご提出いただければと思います。なお、台風シーズンということもあり、突発的な故障等により緊急での対応が必要なものについては個別に市民協働推進課までご相談ください。</p>	危機管理課 0899-52-1241 市民協働推進課 0897-52-1462